

平成28年度

神奈川県

アーティスト・イン・レジデンス推進事業

募集要項



神奈川県では、アートが紡ぐ国際交流の促進、アーティスト・イン・レジデンスを通して地域を元気にする取組みなど、アートによる地域の交流促進を目的とした事業を支援します。

地域発アートの未来の可能性を大きく拡大させる、先駆的な事業提案をお待ちします。

#### <応募方法>

募集要項に記載された事項に従い、提出書類を期限までに提出してください。

平成 28 年4月 11 日(月) 郵送または持参

(※郵送の場合は当日消印有効。県庁に持参の場合は当日 17 時まで受付。)

\* 期間を過ぎて到着した資料に関しては、いかなる理由も受領しません。

#### <選考および通知>

提出された資料をもとに、外部の専門家による審査によって選考、決定されます。

なお、審査結果は5月下旬に応募者に通知します。

#### <問い合わせ先>

マグカル・フェスティバル実行委員会事務局

(神奈川県県民局くらし県民部文化課マグカル推進グループ)

電話:045-210-3806(直通)

※受付時間 月~金 8:30~17:15



# 神奈川県アーティスト・イン・レジデンス推進事業募集要項

平成 28 年 3 月 10 日

募集主体 マグカル・フェスティバル実行委員会  
委員長 立石 えり子

## 1 事業名

神奈川県アーティスト・イン・レジデンス推進事業

## 2 事業概要

### (1) 目的

神奈川県内で文化芸術関連団体が、地域を拠点として継続的に実施する「アートフェスティバル」や「アートプロジェクト」（以下、「アートプロジェクト等」という。）の事業のうち、アーティスト・イン・レジデンス活動を支援し、『かながわ芸術文化振興計画』に位置づく「国際文化交流の充実」の取組みを推進する。

こうした支援を継続し、県内各地で、文化芸術による地域の活性化や国際文化交流を図り、ラグビーワールド・カップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、神奈川の魅力を世界へ発信し、さらに、県内各地域で文化芸術を支える人材の育成や、地域が文化芸術のマグネットとなることを目指す。

なお、本事業は負担金による支援だけではなく、実施団体のフォローや育成、県内の様々な文化芸術関連団体が、本事業の成果や課題を共有するため、シンポジウムを開催するなど、本事業の成果を県民へ還元し、また、PDC A サイクルを意識した取組みを目指すものである。

### (2) 対象となる団体

神奈川県内で実施されるアートプロジェクト等の中で、アーティスト・イン・レジデンスを実施する団体を対象とし、かつ下記の要件を満たすものとします。

ア 文化芸術の振興を主たる目的として活動を行う団体であること。

イ 活動拠点を県内に有すること（県内に事務所があるか、又は県内で活動を行っている団体が対象です。）

ウ 文化芸術の振興に寄与していると認められる団体であること

エ 団体規約等を有し、団体の意思を決定、執行する組織が確立されており、かつ、自ら経理、監査する等会計組織を有すること

オ 神奈川県が設置する指名停止期間中の者でないこと

カ 神奈川県建設工事暴力団対策協議会設置要綱に基づく指名除外期間中のものでないこと。

キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

ク 過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

ケ 過去 6 ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。

コ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

ただし、次のいずれかに該当する団体は除きます。

サ 営利を目的として活動を行っている団体

シ 地方自治体の主導により設立された公益法人等

### (3) 対象となる事業

神奈川県内で実施されるアートプロジェクト等の中で、下記の内容のアーティスト・イン・レジデンス事業。ただし、宗教的または政治的な宣伝意図を有すると認められる事業は対象外

とします。

- ア 対象事業の実施期間：平成 28 年 4 月 1 日以降に実施する事業で、平成 29 年 3 月 31 日までに終了する事業とします。
- イ 招聘アーティスト：国籍、性別、年齢は問いません。対象分野は美術、工芸、音楽、舞踊、演劇などに限定しません。招聘アーティストの人数は 3 名以内とします。（4 名以上は自己負担）。
- ウ 滞 在 期 間：連続した 2 週間以上の期間
- エ 宿泊・制作場所：各アートプロジェクト等の実施地域内(制作場所の例としては、スタジオや古民家、企業の保養所、研修施設、廃校など)
- オ 展 示 場 所：寺社仏閣や史跡・名勝、古い別荘や庭園などの「ユニーク・ベニュー」（歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、催しを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場）が望ましいです。
- カ 地域交流プログラムの実施：制作過程を一般公開する「オープンスタジオ」は必須。地域住民とのワークショップ、トークイベント等を最低 2 回は実施してください。

#### (4) 対象経費

招聘アーティストに係る旅費・滞在費、滞在制作費、展示・交流プログラムに係る費用を対象とします。

<対象経費一覧>

項目	内訳
招聘アーティストに係る旅費	・交通費（国外から参加する場合には、国内の空港・港等からアートプロジェクトの実施地域までの会期中 1 回分の往復交通費。（※）2 回以上の分は対象外経費として、全額自己負担とします。） ・渡航費(航空機に係る往復航空券。ただし、航空会社のエコノミークラスの正規割引運賃を上限とし、ファーストクラス等の利用により上限を超過した部分は、対象外) ※公共交通機関を利用して最も合理的・効率的な区間の実費相当
制作費、展示・交流プログラムに関する費用	制作費(材料費、展示設置費、機材借料、撤収費、楽器等輸送費を含む) 交流活動費(ワークショップやトークイベント等の開催に必要な費用)
招聘アーティストの滞在費	生活費(※個人的な旅行等で宿泊した場合には、その間の経費は支給しません。滞在期間が短縮した場合、短縮分に想定される経費は支給しません。) 神奈川県内での宿泊費(※ 1 人 1 泊あたり、横浜市内は 10,900 円、それ以外の市町村は 9,800 円を上限とします。)

ただし、以下の経費は対象外（全額自己負担）とします。

- ・ 招聘アーティストの同行者に係る経費
- ・ 渡航書類作成料
- ・ ビザ取得経費
- ・ 旅行会社手数料
- ・ 公共交通機関にかかる特別料金（グリーン料金、ビジネスクラス料金等）
- ・ 招聘アーティスト個人所有車両の借り上げ
- ・ 1 点 10 万円（税込）以上の高額物品の購入
- ・ 電化製品（パソコン、カメラ等）等、転売可能な物品の購入
- ・ 参加者、協力者への贈答が目的の物品（賞状、景品等）の購入

- ・ 招聘アーティストの所有が想定される物品の購入
- ・ 祭等運営費（祭行事、レセプション〔懇親会、祝賀会等〕の運営経費）
- ・ 団体が当然負担すべき経費（家賃、光熱水費、電話代、サーバー維持管理費、クリーニング代、収入印紙代、印鑑類等）
- ・ 対象期間外に実施した事業に係る経費

### 3 採択数

3～5事業

※1事業あたり30万円～50万円の負担金の額を想定

### 4 負担金の額について

50万円を上限として対象経費を負担します。

ただし、総事業費から収入金額を減じた額が負担金額に満たない場合は、次に掲げる金額を返還しなければなりません。

(例) 返還額 = 県負担金 - (支出額 - 収入【※】)

【※】収入：事業収入や協賛金、他の助成金等

※負担金の額は、当該事業予算の範囲内で算定しますので、希望額を満たすとは限りません。

なお、負担金の支払は、概算払を予定しています。

※当該事業の完了後に、実績報告等を提出していただき、計画どおりに実施されているか等について確認します。実績と、当初計画を比較し、経費の減額や計画の変更をお願いすることがあります。また、虚偽の報告等が認められる場合には、負担金の減額や返金、負担金の取り消しを行うことがあります。

### 5 審査・選考について

負担金の対象事業は、学識経験者等で構成する外部の審査会で選考します。

審査は、団体から提出された申請書に基づき、以下の審査項目により、総合的に評価して行います。

評価基準項目	評価のポイント
事業が地域にもたらす効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外から優れたアーティストを招聘し、<u>地域の方々と交流することによる相互作用や地域に与える効果</u>が期待できる事業</li> <li>・ 事業を通じた地域間交流・国際交流により、<u>その地域の特性を活かした芸術を醸成することが期待できる事業</u></li> </ul>
発展性・計画性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来にわたる長期的展望を有するなど、一過性ではなく、<u>今後の継続が期待できる事業</u></li> <li>・ 一部の方々を対象とするような限定的な取組みではなく、<u>地域の様々な主体を積極的に取り込んでいくための意欲</u>が感じられる事業</li> </ul>
次世代育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>アーティストやキュレーターの育成や、芸術文化にかかるキャリア形成</u>につながる事業</li> <li>・ 今後の評価の高まりが期待できる新進アーティストの参加が期待できる事業</li> </ul>
実現性	<u>事業内容や目的が明確で、具体的な裏付けがあるなど、実現可能性の高い事業</u>

### 6 提出書類

(1) 次の①～⑤までの所定の様式に記入し、⑥と⑦を添えて、片面印刷したものを提出してください。(①～⑤については、記載例を参考にご記入ください。)

① 交付要望書 (様式1)

- ② 事業計画書 (様式2)
- ③ 収支予算書 (様式3)
- ④ 団体調書 (様式4)
- ⑤ 事業企画書 (様式5)
- ⑥ 団体規約 (任意様式)
- ⑦ 団体役員名簿 (任意様式)

役員の役職名、氏名、振り仮名、生年月日、性別及び住所を記載してください。

※負担金交付決定に際して、暴力団等に該当しないことを確認するため、当該個人情報を警察本部へ照会することがあります。

- (2) 書類選考となりますので、過去の類似事業実施時のチラシ、プログラム、新聞記事、参加者アンケート集計結果等がありましたら、添付してください。審査の参考とします。

## 7 提出期限・提出先

提出期限：平成 28 年 4 月 11 日(月) 郵送または持参

(※郵送の場合は当日消印有効。県庁に持参の場合は当日 17 時まで受付。)

提出先：神奈川県県民局くらし県民部文化課マグカル推進グループ  
(神奈川県庁 第二分庁舎 4 階)

## 8 応募にあたっての留意事項

- (1) 要望は1団体につき1活動(年度中)に限るものとします。
- (2) 県が実施する委託事業、補助事業及び負担金事業等の対象事業は、この事業の対象とすることはできません。
- (3) 総事業費の1/3を超える金額が、地方公共団体及び地方公共団体が主導して設立した公益法人の委託事業、補助事業及び負担金事業等の対象である事業は、この事業の対象とすることはできません。
- (4) 慈善事業等への寄付を目的として行う取組みは、この事業の対象とすることはできません。
- (5) 企業からの協賛金等や民間の支援団体・地方公共団体からの補助金等の交付を受ける事業についても対象となりますが、その場合は必ず収支予算書の収入欄にその見込額を計上してください。ただし、特定の企業名等を活動名に付す取組みは対象になりません。
- (6) 要望書は審査資料となりますので、提出後変更が生じることのないよう、その内容について十分検討の上、作成してください。なお、内定後に負担金対象事業の内容・収支予算に重要な変更が生じていると認められる場合は、内定の取消や負担金の一部又は全部を減額する場合があります。
- (7) 本事業の遂行にあたっては、関連する法令を遵守してください。

## 9 負担金事業の義務についての特記事項

- (1) 負担金の交付決定を受けた事業は、実施団体とマグカル・フェスティバル実行委員会との共催事業とし、当該事業の実施の際に作成するポスター・チラシ・プログラム・チケット等の印刷物、ホームページ等に、「神奈川県アーティスト・イン・レジデンス推進事業」の負担金対象事業である旨を表示するとともに、「マグカル」のロゴマークの表示もお願いします。  
※本事業に採択された場合には、マークのデータと使用に係るルールをお送りいたします。
- (2) 団体の専用サイトのほか、twitter や Facebook 等の SNS も活用し、県内外、海外にも情報発信してください。このほか、事業の成果を指定するサイト MAGCUL.NET (<http://magcul.net>) に掲載していただきます。
- (3) 平成 29 年 2 ～ 3 月に実施するシンポジウムに参加し、事業の成果報告等を行ってください。
- (4) 負担金の交付決定を受けた事業は、原則、事業内容について観客・参加者にアンケートを実

施し、その集計結果を実績報告書に添付してください。

- ・アンケート項目：来場者の属性(性別、年代、居住地(県内・県外)、参加人数)、この催しをどうやって知ったか。催しの満足度(とてもよかった／普通／良くなかった等)

## 10 マグカル・フェスティバル実行委員会の支援について

県負担金事業に準ずるものとし、広報支援（「県のたより」お知らせ欄への掲載【予定】、県内文化施設へのチラシ配布、MAGCUL.NET (<http://magcul.net>) への掲載【特集記事】等)を行います。掲載写真の提供や取材等に対するご協力をお願いします。

## 11 平成 28 年度 手続きの流れ

手続き	時期	備考
申請書等の提出 ※郵送または持参	提出期限：4月11日 (月) 厳守	郵送の場合は、当日消印有効。県庁に持参の場合は4月11日(月) 17時15分まで受付。
(審査・選考)	4月中旬～5月下旬	事業内容、収支予算等について照会することがあります。
交付団体・交付額の 内定	5月下旬～6月初旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選考後、採択された団体には交付内定通知を送付します。内定後、交付申請を経て正式に交付が決定します。</li> <li>・事業計画等に変更等が生じた場合には、申請書を受理した後に交付を取り消し、又は交付額を減じることがあります。</li> <li>・採択されなかった団体にも、その旨を通知します。</li> </ul>
実施協議書の締結	原則、事業実施の2か月前まで	内定以前に事業が終了、又は内定直後に事業が実施されるものについては、速やかに提出してください。
(交付決定の通知)	交付申請書の提出後	
(負担金の交付)	原則、事業実施の1か月前	概算払いで銀行振込とします。
実績報告書の提出	事業終了日(事業期間の末日)から30日以内	申請内容と変更等が生じた場合は、負担金等の全額、又は一部を返還していただく場合があります。
額の確定		負担金の額を確定させます。

## 12 その他

- (1) この事業は、平成28年度県予算の県議会における議決(平成28年3月)に基づき、正式に実施が決定されます。
- (2) 選考の結果、採択された団体については、神奈川県ホームページにて公表いたします。

要望書等の提出、お問い合わせは、

〒231-8588(所在地の記載をしなくても届きます。)

神奈川県県民局くらし県民部文化課マグカル推進グループ

電話:(045)-210-3806 (直通)

電話:(045)-210-1111 (代表) 内線 3806~3807

FAX:(045)-210-8840